

勇志国際高等学校の学則変更認可について

(学校教育法第4条第1項第3号及び同法施行令第23条第1項第11号に基づく認可事項)

学校名	勇志国際高等学校	校長名	今井 修
所在地	天草市御所浦町牧島1065 番地3	設置認可日	平成22年(2010年) 3月19日
設置者名	学校法人青叡舎学院	理事長名	熊本 研一
教育区域	47都道府県	課程 修業年限	通信制課程(普通科) 3年以上
収容定員	2,000人	変更時期	熊本県知事の認可の日
変更理由	熊本学習センター校舎位置変更及びサポート施設「広島学びのサポートセンター」の名称・位置変更に伴う学則の一部変更を行う。 ⇒学則において、通信教育連携協力施設ごとに施設の名称、位置、定員など必要な事項を定める必要がある。		
変更内容	変更前	変更後	
	別紙「学則比較対照表」のとおり	別紙「学則比較対照表」のとおり	
規程適合状況	別紙「高等学校通信教育規程適合状況」および「熊本県私立高等学校の通信制課程に係る認可基準適合状況」のとおり(満たしている)		

【参考条文】(関係部分のみ)

○学校教育法第4条第1項

次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校の通常の課程及び通信による教育を行う課程(以下「通信制の課程」という。)についても、同様とする。

(3) 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

○学校教育法施行令第23条第1項

法第4条第1項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

(11) 高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更

○私立学校法第8条第1項

都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第4条第1項又は第13条第1項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

○熊本県私立高等学校の通信制課程に係る認可基準第8

1 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、学則において面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別し、それぞれの施設の名称、位置、定員など必要な事項を記載すること。

別紙

学則比較対照表

変更前	変更後
第9条 生徒は、本校において定められた時間数の面接指導及び試験を受けなければならぬ。 2 前項で定める面接指導及び試験を、協力校または協力校以外の施設で受けることができる。 3 面接指導等実施施設を以下のとおり設置する。 千葉学習センター 定員450名 千葉県松戸市新松戸4-48 大川ビル 福岡学習センター 定員240名 福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目20番15号 第7岡部ビル7階 熊本学習センター 定員640名 熊本県熊本市中央区九品寺二丁目1番24号 熊本九品寺ビル1階、7階 宮崎学習センター 定員300名 宮崎県宮崎市橘通西3丁目10番32号 宮崎ナナイロ東館7階 大分学習センター 定員150名 大分県大分市高砂町2-50 OASISひろば21地下1階 兵庫明石高等学院 定員100名 兵庫県明石市魚住町西岡370-12 (サポート施設) 第10条 サポート施設は以下のとおりである。 なのはなファミリー 定員5名 岡山県勝田郡勝央町石生495 ウィルサポ学園 定員10名 広島県廿日市市住吉1-5-26 広島学びのサポートセンター 定員10名 広島県廿日市市宮内1011-3 ソフィア 定員10名 福岡県大牟田市原山町1-6 塾21 定員10名 福岡県福岡市西区周船寺2-7-8	第9条 生徒は、本校において定められた時間数の面接指導及び試験を受けなければならぬ。 2 前項で定める面接指導及び試験を、協力校または協力校以外の施設で受けることができる。 3 面接指導等実施施設を以下のとおり設置する。 千葉学習センター 定員450名 千葉県松戸市新松戸4-48 大川ビル 福岡学習センター 定員240名 福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目20番15号 第7岡部ビル7階 熊本学習センター 定員640名 熊本県熊本市中央区九品寺一丁目2番20号 宮崎学習センター 定員300名 宮崎県宮崎市橘通西3丁目10番32号 宮崎ナナイロ東館7階 大分学習センター 定員150名 大分県大分市高砂町2-50 OASISひろば21地下1階 兵庫明石高等学院 定員100名 兵庫県明石市魚住町西岡370-12 (サポート施設) 第10条 サポート施設は以下のとおりである。 なのはなファミリー 定員5名 岡山県勝田郡勝央町石生495 ウィルサポ学園 定員10名 広島県廿日市市住吉1-5-26 ひろまなトライ 定員10名 広島県廿日市市宮内2-13-50 ソフィア 定員10名 福岡県大牟田市原山町1-6 塾21 定員10名 福岡県福岡市西区周船寺2-7-8

「高等学校通信教育規程」適合状況

※本規程第4条の2及び第10条の2までの規定に適合するか確認を行った。

内容 (実施校(本校)の基準)		申請内容	適否
第4条の2	同時に面接指導を受ける生徒数は、少人数とすることを基本とし、40人を超えてはならない。	面接指導(スクーリング)の生徒数は1クラスあたり最大35人となっている。	適
第10条の2	<p>面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種類、連携協力の内容及びその定員その他の事情を勘案し、前六条に定める基準に照らして、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力をを行うことができるものでなければならない。</p> <p>二 学習等支援施設の施設及び設備等は、教育上及び安全上支障がないものでなければならない。</p>	<p>熊本学習センターへ一度にスクーリングに来る生徒数は最大210名であり、その生徒分の教育施設、設備は完備している。(教室7室(収容35名)、面談室5室、休憩スペース3室、保健室、図書室、職員室)</p> <p>ひろまなトライへ一度にスクーリングに来る生徒数は最大7名であり、生徒数に応じた机、ロッカー等を完備している。(学習机7席、ロッカー10個)</p>	適

「熊本県私立高等学校の通信制課程に係る認可基準」適合状況

基準	申請の内容	審査結果	適合
[8]通信教育連携協力施設			
1 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、学則において面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別し、それぞれの施設の名称、位置、定員など必要な事項を記載するものとすること。	新学則にすべて記載している。	面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別している。また、施設の名称、位置、定員など必要な事項も記載している。	適
3 通信教育連携協力施設は、周辺に教育にふさわしくない施設が立地していないなど、教育を行う上で適切な環境であること。	熊本学習センター:熊本市中央区九品寺一丁目2番20号 ひろまなトライ:広島県廿日市市宮内2-13-50(住宅街) 両施設とも教育を行う上で適切な環境であることを確認済み。	教育を行う上で適切な環境である。	適

<p>4 面接指導等実施施設の施設及び設備、指導体制等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導や試験等を適切に実施することができるものであること。</p>	<p>熊本学習センターへ一度にスクーリングに来る生徒は最大210名であり、その生徒分の教育施設、設備は完備している。(教室7室(収容35名)、面談室5室、休憩スペース3室、保健室、図書室、職員室)</p>	<p>実施校と同等である。</p>	<p>適</p>
<p>5 学習等支援施設の施設及び設備は、教育上及び安全上支障がないものであること。</p>	<p>ひろまなトライへ一度にスクーリングに来る生徒数は最大7名であり、生徒数に応じた机、ロッカー等を完備している。(学習机7席、ロッカー10個)</p>	<p>教育上及び安全上支障がない。</p>	<p>適</p>
<p>7 面接指導等実施施設において、例えば、理科、音楽、美術、家庭、情報、体育等の観察・実験、実習、実技等を行う必要のある教科・科目等の面接指導を行う場合においては、それに必要な施設及び設備や運動場等を確保すること。</p>	<p>(熊本学習センター) 理科・家庭科・情報は普通教室で行うことが可能な範囲の実習を行う。芸術は書道のみを行うため、普通教室で行うことができる。 体育の面接指導時には熊本市総合体育館を使用する。</p>	<p>必要な施設及び設備や運動場等を確保している。</p>	<p>適</p>
<p>9 通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと。</p>	<p>サポート施設 「広島学びのサポートセンター」を「ひろまなトライ」に変更。</p>	<p>高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でない。</p>	<p>適</p>
<p>[9]通信教育の方法等</p> <p>(4) 面接指導については、生徒を実施校又は面接指導実施施設のいずれかに登校させて行うこと。この際、少人数で行うことを基本とし、多くとも40人を超えない範囲内で設定すること。</p>			